

## 美咲町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岡山県美咲町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和7年9月時点修正)

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施 設

|                                    |                                    |                              |           |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-----------|
| 供 用 開 始 年 度<br>( 供 用 開 始 後 年 数 )   | 中央処理区 平成 1 4 年度<br>柵原処理区 平成 2 2 年度 | 法適(全部適用・一部適用)<br>非 適 の 区 分   | 法適 (全部適用) |
| 処 理 区 域 内 人 口 密 度<br>( h a あ た り ) | 特定環境保全公共下水道 24.4人                  | 流 域 下 水 道 等 へ の<br>接 続 の 有 無 | 無         |

|                       |                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 処 理 区 数               | 特定環境保全公共下水道 2処理区(中央処理区、柵原処理区)<br>令和6年度に農業集落排水の一部処理区(飯岡処理区)を柵原処理区へ統廃合、令和6年3月31日供用開始。 |
| 処 理 場 数               | 特定環境保全公共下水道 1施設(柵原浄化センター)<br>令和6度には農業集落排水飯岡処理区の飯岡浄化センターを廃止し、柵原浄化センターへ接続しました。        |
| 広域化・共同化・最適化<br>実施状況*1 | 中央処理区は、津山市と鏡野町、美咲町の1市2町で共同運営する津山浄化センターへ接続、汚水进行处理しています。                              |

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

|                                                                         |                                                                                                                                   |       |   |                                                                         |       |         |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|-------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の<br>概 要 ・ 考 え 方                                              | 1カ月の基本料金を1,650円とし、使用人数に応じて課金する定額制人員割で料金を計算しています。<br>○基本料金 1,650円(消費税込み)<br>○定額制人員割 1人につき550円(消費税込み)                               |       |   |                                                                         |       |         |
| 業 務 用 使 用 料 体 系 の<br>概 要 ・ 考 え 方                                        | 1カ月の基本水量を10m <sup>3</sup> とした従量制の料金体系としています。<br>○基本料金 2,200円(消費税込み)<br>○従量使用料 11m <sup>3</sup> から1m <sup>3</sup> 当たり 165円(消費税込み7) |       |   |                                                                         |       |         |
| そ の 他 の 使 用 料 体 系 の<br>概 要 ・ 考 え 方                                      | 業務用使用料体系と同じ                                                                                                                       |       |   |                                                                         |       |         |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2<br>( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り )<br>※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 令和4年度                                                                                                                             | 3,300 | 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3<br>( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り )<br>※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 令和4年度 | 3,271 円 |
|                                                                         | 令和5年度                                                                                                                             | 3,300 | 円 |                                                                         | 令和5年度 | 3,053 円 |
|                                                                         | 令和6年度                                                                                                                             | 3,300 | 円 |                                                                         | 令和6年度 | 3,361 円 |

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。  
\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 職 員 数                     | 上下水道課職員8人 |
| 事 業 <div>運下水道課組</div> 組 織 |           |

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

|               |                                 |                                        |
|---------------|---------------------------------|----------------------------------------|
| 民 間 活 用 の 状 況 | ア 民間委託<br>(包括的民間委託を含む)          | 浄化センターとマンホールポンプの維持管理及び保守業務等の委託を行っています。 |
|               | イ 指定管理者制度                       | 現時点で活用の実績なし                            |
|               | ウ PPP・PFI                       | 現時点で活用の実績はありませんが、導入に向けて検討予定です。         |
| 資 産 活 用 の 状 況 | ア エネルギー利用<br>(下水熱・下水汚泥・発電等) *4  | 現時点で活用の実績なし                            |
|               | イ 土地・施設等利用<br>(未利用土地・施設の活用等) *5 | 現時点で活用の実績なし                            |

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

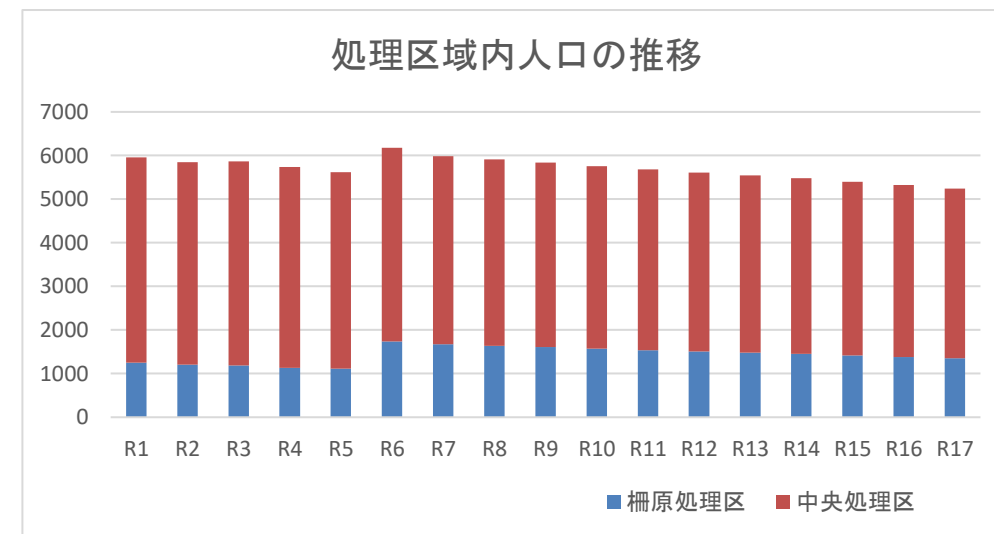
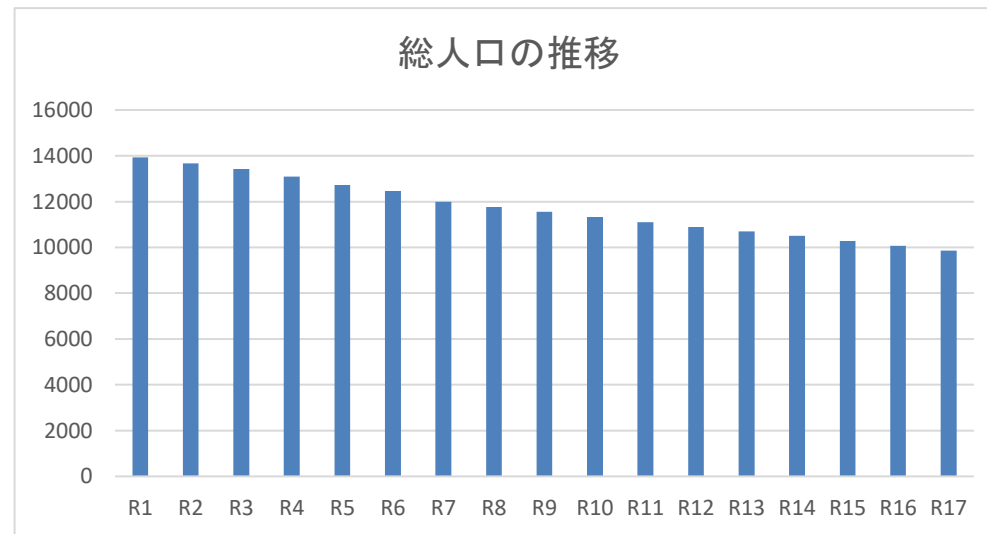
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

令和6年4月1日より地方公営企業法の全部を適用して事業を実施しています。添付の経営比較分析表は、法非適時のものです。経費回収率は100%を下回る年度が続いておりましたが、近年は100%を超えており、水準維持を図りつつ独立採算による健全経営の持続を図ります。

## 2. 将来の事業環境

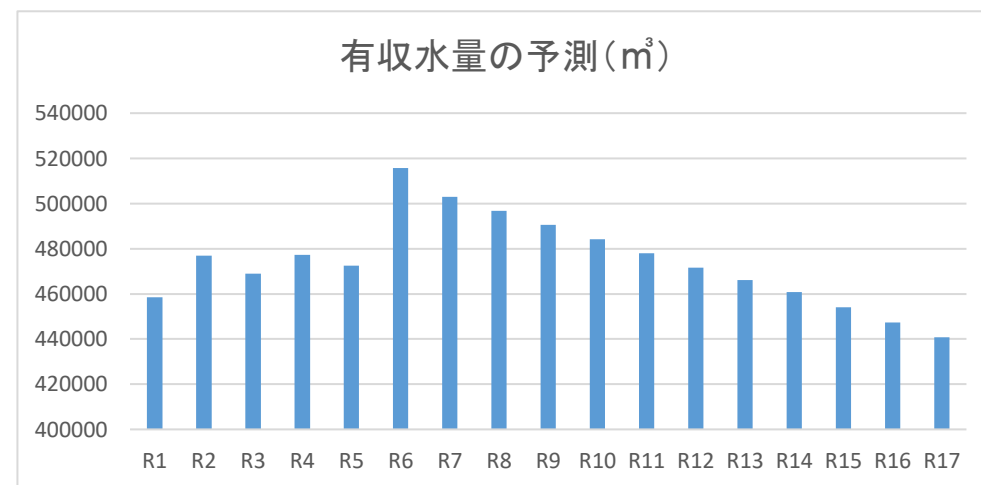
### (1) 処理区域内人口の予測

平成30年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値では、令和7年(2025年)の総人口を11,987人、令和12年(2030年)の総人口を10,885人、令和17年(2035年)の総人口を9,858人と予測しており、この10年間で約2,200人と約20%近く減少することが見込まれています。処理区域内人口も同様に、総人口に伴い減少する見込みです。



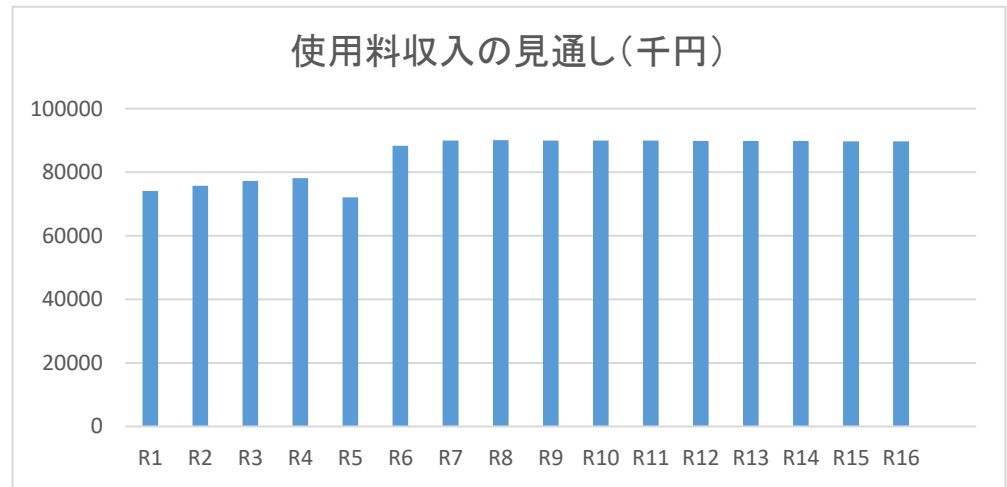
### (2) 有収水量の予測

面整備が完了しており、将来人口の推計値の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量も減少する見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

定額制人員割により使用料を算定しており、今後の人口減少を考慮すると、年々減少する見込みです。料金体系を含め、使用料の改定を検討する必要があり、公営企業会計移行後5年以内の使用料改定の検討を実施します。また、未接続世帯もあるため、下水道に対する理解と接続推進の働きかけ（広報活動の充実、戸別訪問の推進）を実施し、接続率の向上を目指します。



(4) 施設の見通し

供用開始後25年近くが経過し、耐用年数が経過した設備や経過をむかえようとしている設備があり、故障や機能停止などのリスク増大が懸念されます。ストックマネジメント計画に基づき、施設の適正な管理や早期の修繕で可能な限り耐用年数を延ばし、修繕費等の増加を抑制していきます。また、高齢化及び人口減少等が進む中、維持管理費を抑制し将来にわたる事業の継続性を維持するため、設備更新においては省電力型の機器類への転換を図るなど維持管理費の縮減に向けた取組を実施していきます。

また、特定環境保全公共下水道に隣接する農業集落排水施設で、改築・更新が必要な処理施設については、下水道への統廃合を検討し、処理施設の集約化と効率化を図っていく必要があります。

(5) 組織の見通し

今後、施設の老朽化が進み改築更新業務が増加する場合、業務の増加に対応できるように、下水道事業の従事職員数を十分に確保することが課題となります。職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていきます。

3. 経営の基本方針

効率的な施設整備と適正な管理や使用料金の適正化に努め、経常収支の均衡を考慮した、独立採算制を原則とする健全経営の持続を図ります。

○令和5年度における水洗化率は77.25%となっており、類似団体平均値の84.73%を下回っています。令和17年度までには平均値に達することを目標に、下水道未接続者への戸別訪問、広報紙を活用した水洗化促進の啓発など水洗化率向上に向けた対応を実施し、使用料の増収を図ります。

○経費回収率は100%を下回る年度が続いておりましたが、近年は100%を達成しております。引き続き水準を維持するため、使用料改定の検討、他の財源確保、維持管理費の縮減に向けた取り組みなどを実施していきます。

○令和6年度から公営企業へ移行し、複式簿記会計へ会計方式を切り替えました。経営、資産等の状況の正確な把握や弾力的な経営を目指し、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政の経営基盤強化を図ります。

○下水道使用料や一般会計からの繰入額の想定などをふまえ、適切な財政見通しに基づいた実施可能な事業量の検討を行い、整備スケジュールを策定します。

○民間活力の導入による新たなビジネス機会の拡大と公的負担の抑制を図るため、ウォーターPPP導入など抜本的な改革への取り組みを検討するとともに、大きな計画変更時には経営戦略の見直しを行います。また、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の施設において、総合的に判断し、統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

|   |   |                                                                              |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------|
| 目 | 標 | 美咲町ストックマネジメント計画に基づき、計画的に老朽化施設の更新を実施します。また、将来にわたる事業の継続性を考慮した予防保全型の維持管理を推進します。 |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------|

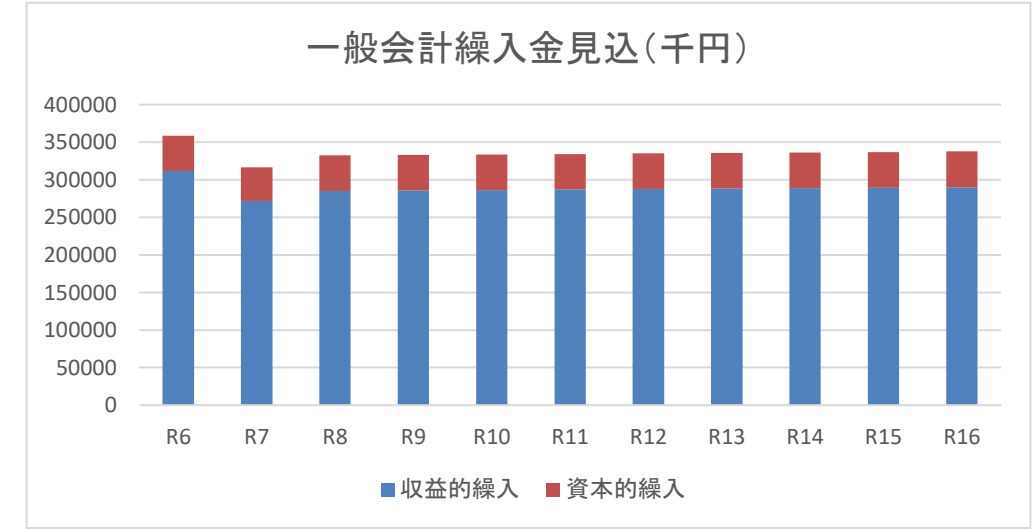
令和5年度に農業集落排水施設の一部を特定環境保全公共下水道へ接続する事業が完了し、区域内の面整備は概ね完了しました。今後は、老朽化した設備の更新を重点に、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検、改修、修繕を行います。

柵原浄化センター R8～R12  
マンホールポンプ更新 R8～R12  
マンホール点検 R12

② 収支計画のうち財源についての説明

|   |   |                                      |
|---|---|--------------------------------------|
| 目 | 標 | 使用料改定を段階的に行いながら、一般会計からの繰入金の減少を目指します。 |
|---|---|--------------------------------------|

- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
想定を超える少子高齢化の進行と人口減少により、使用料収入は減収し、下水道事業の経営状況を悪化させることとなります。さらには町全体の財政状況の悪化につながる可能性も考えられます。そのため、公営企業会計移行後5年以内に使用料改定を検討し、その後も使用料改定を段階的に行いながら、一般会計からの補助金を段階的に減少させ、町財政への負担を低減する方針とします。
- 企業債に関する事項  
面整備が完了し、今後は改築更新に係る企業債の発行のみとなる見込みです。
- 交付金・国庫補助金に関する事項  
社会資本整備総合交付金(補助率 1/2, 5.5/10)を活用しています。
- 繰入金に関する事項  
収益予算の維持管理費のうち、下水道使用料で賄えない部分を一般会計からの繰入金としています。  
資本予算では、主に企業債返済に充てる為の財源を一般会計からの繰入としているため、企業債の返済が順次完了することに伴い、減少していく見込みです。



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

施設の維持管理に係る委託料は、現在の民間委託を継続しつつ、他団体の動向を注視しながら、PPP/PFI等の導入を検討していく予定です。

○職員給与費に関する事項

当面は現状の組織体制での業務執行となるため、近年の決算額と同等程度としました。将来的に、官民連携範囲の拡大、業務・組織・体制の見直しなどと合わせて適切な職員配置や給与費などについて検討します。

○動力費に関する事項

処理場への流入水量の大幅な増加は見込まれず、電力使用量は横ばいで推移すると考えられますが、計画策定時において世界情勢に起因したエネルギー調達経費の増加に歯止めがきかず、動力費は大幅に上昇している状況であり、今後の見通しも不透明です。このため、動力費は、高騰分を反映したものとなっております。

○薬品費に関する事項

過去の実績をもとに推計しました。

○修繕費に関する事項

老朽化による修繕費の増をストックマネジメント計画に基づく更新で抑制することから、修繕費は一定額で見込んでいます。

○委託費に関する事項

ストックマネジメント計画に基づき予防保全型の維持管理へ移行するため、点検費用等を計上しています。今後は、包括的民間委託等の段階的導入を視野に入れ、より効率的・効果的な業務委託について検討します。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

|                              |                                                                                                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項            | 令和5年度に農業集落排水施設の一部を特定環境保全公共下水道へ統廃合しました。その後の経営状況にもよりますが、他処理区についても施設の統廃合を検討していきます。また、近隣自治体との業務の広域化・共同化に向けた検討を行い、効率的な事務運営を目指します。    |
| 投資の平準化に関する事項                 | ストックマネジメント計画において、リスク評価に基づき事業量の平準化を考慮した投資計画としています。                                                                               |
| 民間活力の活用に関する事項<br>(PPP/PFIなど) | 地元業者との連携を強化し、官民連携範囲の拡大等について検討を進めます。今後は多様化・高度化する課題、ニーズへの対応などが見込まれるため、PPP/PFI等の民間活力の活用を検討し、職員が企画立案業務や課題などへ一層注力できるよう、運営体制の構築を図ります。 |
| その他の取組                       | 特になし。                                                                                                                           |

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

|                        |                                                                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用料の見直しに関する事項          | 継続的に新規接続の推進や経費の削減等を行ったうえで、今後の経済情勢や生活への影響に配慮しながら、公営企業会計移行後5年以内に、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施し、その後も段階的な見直しの検討を予定しています。 |
| 資産活用による収入増加<br>の取組について | 活用する資産がないため見込みません。                                                                                             |
| その他の取組                 | 特になし。                                                                                                          |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

|                                                    |                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 民間活力の活用に関する事項<br>(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 他団体の動向を注視しながら、先進自治体などの事例を参考に、費用対効果と実施の可能性を検討します。  |
| 職員給与費に関する事項                                        | 使用料徴収事務を水道事業に委託することにより業務の効率化、費用の削減を図ります。          |
| 動力費に関する事項                                          | 照明器具のLED化や機器更新時の省エネルギー機器の導入など電力使用量の抑制に向けた整備を図ります。 |
| 薬品費に関する事項                                          | 過去の実績をもとに推計しました。                                  |
| 修繕費に関する事項                                          | 予防的修繕を計画的に行い、施設の長寿命化と修繕費の軽減に努めます。                 |
| 委託費に関する事項                                          | 委託業者の発注項目・方法の見直しを検討し、委託費の軽減に努めます。                 |
| その他の取組                                             | 特になし。                                             |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

|                         |                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営戦略の事後検証、<br>改定等に関する事項 | 経営戦略を毎年度決算状況と比較・検証して進捗管理を行いつつ、PDCAサイクルに基づき各施策の達成状況を管理します。見直しについては5年ごとに行うこととしますが、施設の統廃合など投資計画に大きな変更が生じる場合は、必要に応じて見直すこととします。 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|